平成２９年（フ）第２５６７号
東京都練馬区桜台２丁目13―15―113
債務者　鈴木　信吾
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６９号
東京都八王子市元本郷町３丁目28―３―301
債務者　國分　正一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５０９号
東京都板橋区大山西町20―14―202
債務者　名平　和正
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６２号
東京都調布市国領町３丁目８―15　都営調布くすのきアパート５―309
債務者　野田　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６５号
神奈川県川崎市多摩区菅５丁目12―１　ペアハイムＶ　207
債務者　水梨　嘉広
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５７２号
東京都葛飾区青戸３丁目28―７―102
債務者　半澤　浩二
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４２号
東京都町田市玉川学園７丁目19番２号エクセレント玉川学園105
債務者　安倍　君子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６０号
東京都八王子市北野町511番地21第２大和荘102号
債務者　内田　光昭
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３６号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目４番５号　東寺尾ハウス101
債務者　平山　健一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１６号
横浜市南区南太田１丁目19番７号　パラッツオ南太田302
債務者　山崎　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３７号
横浜市中区長者町１丁目１番地６　壱番館512号室
債務者　小屋畑嘉久
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４４号
横浜市戸塚区平戸３丁目55番13号
債務者　高瀬　由弘
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１０号
横浜市中区曙町１丁目３番地　藤和伊勢佐木町ハイタウン523号室（住民票上の住所）
債務者　藤堂ニタヤこと　トウドウニタヤ
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６４６４号
東京都江東区猿江１丁目８―11
破産者　岡本　陵子
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１３号
東京都新宿区西落合３丁目21―８―103
破産者　大崎　翔央
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９５６号
東京都練馬区北町２丁目30―27―202
破産者　苅込　博光
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９８１号
東京都江戸川区大杉５丁目30―２
破産者　大橋　光子
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部